

平成 2 5 年 1 2 月 第 1 7 号 東部・北部家畜防疫獣医師会 (公社) 千葉県畜産協会 東部家畜保健衛生所 TEL: 0 4 7 5 (5 2) 4 1 0 1 FAX: 0 4 7 5 (5 2) 3 3 3 5 http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/

# 豚流行性下痢【PED】の疑い例が 宮崎県で1例、鹿児島県で7例 発生しました!

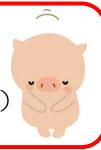
#### ≪概要≫

- ・12月16日現在、沖縄県、茨城県、鹿児島県、宮崎県の4県11農場でPEDの発生(疑い例含む)が確認されています。
- ・PEDは感染豚の糞便に排出されたウイルスが経口感染することによって伝播します。
- ・また、病原体の農場への侵入は、感染豚の導入、感染豚の糞便に汚染された車両や物品の持ち込みによって起こり得ます。

PEDを疑う症状(黄色水溶性下痢、脱水、発熱、嘔吐、子豚の高い致死率、母豚の食欲減退)を発見した場合は、家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

## ☆<u>農場への疾病侵入防止のため</u> 再度、飼養衛生管理の徹底をお願いします!!

○立ち入り制限 ○車両消毒(タイヤ、荷台を中心に) ○踏込消毒槽 ○防鳥ネット○来場者の記録・保管



### ロシアと中国で口蹄疫の発生が続いています!



### 飼養衛生管理の徹底を改めてお願いします!!

<u>1 衛生管理・消毒の徹底!</u> 3 野鳥、ネズミの侵入防止!

2 車両、人からのウイルス侵入防止!

4 毎日の健康観察!

#### 発生国への渡航を可能な限り自粛しましょう!!

万が一渡航する場合は、以下の点に注意願います。

- (1) 渡航に当たっての注意
- (1) 農場やと畜場などの畜産施設に立ち入らないこと。
- ② 肉製品等を日本へ持ち帰らないこと。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターへ立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。
- (2)帰国後の注意
  - ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き衛生管理区域に立ち入らないこと。
  - ②海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

おかしいな? と感じたら 東部家畜保健衛生所 TEL 0475-52-4101 FAX 0475-52-3335 ※休日、夜間は転送されますので 必ず5回以上のコールをお願いします。